

地域包括ケア病床のご案内

当院では、急性期治療後の在宅復帰に向けた医療や支援などを一層充実するため、令和元年11月から「地域包括ケア病床」（14床）を開設いたします。

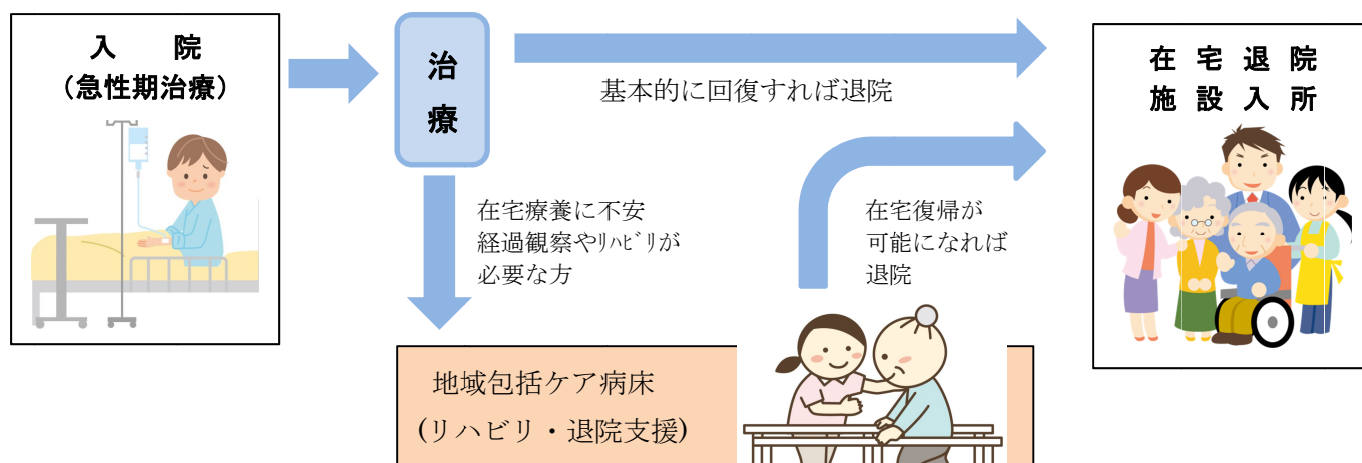
●地域包括ケア病床とは

「地域包括ケア病床」とは、急性期治療を経過し、病状が安定した患者様に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床です。（2階A病棟14床）

治療が安定し、退院後の在宅医療・生活がスムーズに行えるよう、在宅の復帰に向け医師や看護師、病棟専従のリハビリテーションセラピスト等により、治療・支援を行っていきます。

また、患者様の退院支援、退院後のケアについてサポートさせていただきます。

- ・ 一般病床から地域包括ケア病床へ転床していただく場合は、主治医が判断し患者様とご家族に提案しご理解をいただき継続入院となります。
- ・ 入院期間は、状態に応じて変わりますが、60日が限度と厚生労働省にて定められています。



●入院費について

地域包括ケア病床に入院された場合は、入院費の計算方法が通常とは異なり、「地域包括ケア入院医療管理料」を算定します。入院費は定額で、リハビリテーション・投薬料・注射料・検査料・入院基本料・画像診断料等のほとんどの費用が含まれています。

治療によっては、一般病床より自己負担金が増額する場合がありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病床の場合と負担上限は変わりません。

●地域包括ケア病床をご利用いただく患者様・ご家族の方へ

- ・ 地域包括ケア病床への入床時に、「入院診療計画書」をお渡しします。
- ・ 病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病床に転床する場合があります。

